

実習指導体制の困難に関する研究

— 社会福祉士及び介護福祉士法の歴史的変遷に焦点をあてて —

○ 城西国際大学 小川 智子 (5659)

キーワード：社会福祉士及び介護福祉士法、実習指導体制、困難

1. 研究目的

1987年、社会福祉士及び介護福祉士法（以下、社会福祉士法）が制定されたことにより、社会福祉士養成における実習指導体制は整備された。

本研究では、この実習指導体制を取り上げる。これまで、実習指導体制が稼働する上で様々な困難が生じてきた。特に、これらの困難には、実習担当教員、実習指導者、実習生、3者に関して、それぞれの立場に寄るもの、彼らの役割遂行に基づくもの、相互の関係性に関連するもの、彼らの責任遂行に影響するものなどが含まれている。これらが実習指導体制の稼働に深刻な影響を与えていることから、その困難の影響性についてはコンテキストや質に関して詳細に、具体的に、かつ現実的に精査する必要がある。

本研究では、文献調査により、社会福祉士法定前から現在までの諸論文からこれらの困難がいつ発生し、どのように対応されてきたのかについての論点を抽出し、困難が実習指導体制に与えてきた影響の質について考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

文献調査には、論文誌『ソーシャルワーク研究』を取り上げた。その理由は以下の2点である。第1に、本雑誌は、1975年の発刊から現在まで、年4回発刊されており、社会福祉士法制定前から現在までの実習指導体制の歴史的変遷を追うことができること。第2に、発刊当初より実践と理論とを重視したソーシャルワークに関する論文、研究ノート及び実践報告、事例を掲載しており、ソーシャルワークの専門家を育成する実習指導は実践と理論との両視点が必要であり、実習指導体制の困難を精査するには適切な文献であると考えた。

調査対象は、1975年の発刊時より2014年3月までの全160巻に掲載されている論文（研究ノートを含む）1074本である。その中から社会福祉士養成教育、実習教育について論じられている51本を抽出し、さらに実習指導体制の困難が含まれている25本を対象とした。分析枠組みとしてⅢ期に大別し、データをセンテンスごとに分け、実習指導体制における困難を著した用語を抽出し、その内容をKJ法に準じた手法を用いて分析した。第Ⅰ期は、調査対象の文献が発刊された1975年から1986年までで社会福祉士法が制定される以前とした。第Ⅱ期は、社会福祉士法が制定された1987年から社会福祉士法改正が行われる前年の2006年までとした。第Ⅲ期は社会福祉士法が改正された2007年から2014年3月までとした。

3. 倫理的配慮

本研究は文献に基づく研究であり、日本社会福祉学会が定める「研究倫理指針」遵守し、本研究で参考とした文献の使用に関し、倫理的配慮を行った。

4. 研究結果

三つの時期をそれぞれ分析した結果、第Ⅰ期（1975年～1986年）では、社会福祉士養成教育・実習教育について論じられている論文は18本あり、その中で実習指導体制について論じられている論文は8本であった。第Ⅱ期（1987年～2006年）では、社会福祉士養成教育・実習教育について論じられている論文は28本あり、その中で実習指導体制について論じられている論文は14本であった。第Ⅲ期（2007年～2014年3月）では、社会福祉士養成教育、実習教育について論じられている論文は5本あり、実習指導体制について論じられている論文は3本であった。

実習指導体制上の主な困難の特徴として、第Ⅰ期では「低い認識」、「責任の軽視」、「教育現場の実習環境の未整備」、「実習規定の相違」が示された。「低い認識」には、実習が教育現場の中で軽視されていること、「責任の軽視」には、指導が実践現場の指導に一方的に委ねられていること、「教育現場の実習環境の未整備」には、教育現場の実習指導体制が整備されておらず専門家養成となっていないことがあげられていた。また、「実習規定の相違」には、実習規定がないことで、実習の目的、指導者や教員の役割が不明確であることが論じられていた。第Ⅱ期での実践現場では「指導内容の模索」や「指導環境の未整備」、実習生では、「取り組み姿勢の不足」、教育現場と実践現場双方に関連することでは、「理論と実践との乖離」、「実習規定による混乱」が示された。第Ⅰ期から引き続き論じられた困難として、教育現場での「実習環境の未整備」があげられたが、指導においては具体的な内容を求める課題が述べられていた。それに対して、第Ⅲ期では、「教育現場と実践現場との連携」、「教育現場と実践現場の実習環境の質の向上」、「実習システムの不在」が困難としてあげられた。第Ⅱ期から引き続き、実践現場での「指導内容の未整備」が示されたが、社会福祉士としての実習内容に近づけるための難しさが示されていた。

5. 考察

社会福祉士法制定前、制定後、法改正後の三つの時期を検討した結果、時期ごとに実習指導体制の困難の質に変化がみられ、困難に対応しながら法が整備され、実習指導体制の枠組みが規定されてきたことが確認できた。法制定前、法制定後では教育現場と実践現場それぞれの立場で指導の困難に対応しようとしていた。しかし、理論と実践との統合が必要な実習教育では、それぞれの対応には限界があり、教育現場と実践現場双方が連携し実習指導体制を稼働させていくことの必要性が論じられるようになった。